

財政学

大川 政 三

一

一橋学園の創立八十周年を記念し、「一橋学問の伝統と反省」と題して特集された『一橋論叢』第三十四巻第四号（昭和30年10月）の財政学篇において、わたくしは、一橋財政学のそれまでの発展史を跡づける機会をもつことができた。ただし、その時は、東京商業学校から東京高等商業学校にかけての、いわば一橋財政学の草創期について相当な紙幅を割かねばならなかったために、東京商科大学昇格後からの一橋財政学固有の発展経過については意をつくさぬ憾みがあった。それゆえ本稿においては、一橋財政学草創期にかんしては、後述の固有発展期を説明するのに便利な限りにおいて略説するに止め、東京商科大学ならびに一橋大学における財政学担当者として一橋財政学の樹立と発展に貢献された諸先生の学説から吸収すべきものを中心にして、論述を進めていきたいと思う。

一橋財政学百年の歴史をわたくしなりに分類すれば、次の四つの時期に分けられると思う。

(1) 草創期 (商法講習所創立当初から、大正九年東京商科大学昇格前まで)

(2) 基礎固め期 (東京商科大学昇格後から昭和初期まで)

(3) 確立期 (昭和初期から太平洋戦争期まで)

(4) 批判的発展期 (太平洋戦争期以後から現在まで)

財政学講義の担当者をも右の時期分類に結びつけて云えば、(1)の草創期には、添田壽一、田尻稻次郎といった大蔵省の俊英官僚によって、一橋財政学の種が播かれた。例外的に明治三十六年から四十一年まで、東京高商本科での財政学講義は、一橋の生んだ最初の財政学者であり、アドルフ・ワグナー財政学の抄訳者として現在もなお記憶されている瀧本美夫教授によって担当されているが、文部省の東京高商専攻部廃止の気運に憤激して同教授が職を辞したため、その後しばらく一橋財政学担当者の不安定状態が継続しなければならなかった。

すなわち、瀧本教授が明治四十一年まで担当した後は、馬場鏌一、上田貞次郎、下村宏、小林丑三郎氏といったごとく、一、二年ごとに一橋内外からの担当者が交替する状況であった。財政学担当者がほぼ十年もこのような不安定状態に捨ておかれたということは、一橋学園内における財政学の地位が那邊にあったかを、間接的に推測せしめる。

大正八年、内池廉吉教授を得ることによって、ようやくその不安定状態から脱することができた。商科大学昇格の大正九年を経て昭和二年までは単独で、昭和三年から同九年までは井藤半彌教授と交互の形で、内池教授が一橋財政学の望を守られた。一橋における内池教授の功績は、本来の研究領域であった商業学研究に求められるべきであろうが、当時の東京大学、京都大学、あるいは早稲田大学、慶應義塾大学、明治大学等に比して後れを

とっていた一橋財政学の基礎固めを行なった点における内池教授の功績を、忘れてはならない。(2)の基礎固め期は、この内池教授の担当期を特徴づけるものである。

(3)の確立期を担われたのは、一橋財政学のみならず、日本の財政学研究を科学的に方向づける上に先駆的業績をあげられた井藤半彌教授である。昭和十年から昭和三十二年までの二十有余年、井藤教授は一橋財政学の担当者としてその權威を内外に高めた。後学の財政学研究者が自らの研究の出発点に井藤財政学をおき、その克服を志す絶好の対象物と目された。

最後に掲げた戦後の(4)批判的発展期の先頭を切ったのが、井藤財政学の純粹財政学に対比されて財政社会学と特徴づけられる、歴史的解方法の上に立った木村元一教授の財政学であった。木村教授は戦時中の昭和十八年からすでに東京商科大学本科の「財政学」講義を担当されているが、戦後の昭和三十四年までは、新制一橋大学への制度改革期をふくめて引続き井藤半彌教授と交互に、財政学領域の主要授業科目「財政学総論」を担当され、その後昭和五十年の停年退官までは、同教授門下の筆者ならびに石弘光教授とともに、「財政学総論」、「財政学各論」、「地方財政」の諸講義を担当されている。行政技術論的性格を強くもっていた既存のいわゆる官僚的財政学、ならびに、前述のきわめて科学論的、一般理論的な井藤財政学と対置した木村財政学の特徴と貢献は、財政現象ならびに財政思想を資本主義体制の発展過程の中で歴史的に理解し、位置づけようとしたところにある。

井藤財政学と木村財政学とを対比した時、表面的には、次のように顕著な相違が見られる。すなわち前者は、財政学の科学としての独立性といった認識論的研究に主力を投入し、その成果をふまえた上での直截的、演繹的

な論述を特徴としている。これに対し後者においては、財政現象なり財政思想を発生せしめた歴史的諸環境の吟味に重点が置かれ、前者における論旨の直線的明快さに代って、歴史的現実を主体的に生き生きととらえることが、その特徴となっている。しかし、このような表面的相違があるにもかかわらず、井藤、木村両財政学に共通する点は、財政学を、たんなる実務官僚のための制度解説の手引書の地位から、固有の科学方法論をもった社会科学の地位に昇華させるため努力したことにある。独立社会科学としての財政学の確立に傾注されたこの努力の底には、財政現象なるものが、国民経済における他の経済現象に比較して明確に異質な要素を含む、という基本認識が存在している。

新制一橋大学の財政学講義担当者に、前記の木村教授と平行的に筆者と石教授が加わったことは前述した。この他、本学の附置経済研究所において財政研究に従事し、大学院教育を担当した高橋長太郎教授があり、同教授の後継者として江見康一教授がいる。

木村財政学の後を引継いだ者が新たに直面しなければならなかったことは、戦後ますます顕著になってきた国民経済における政府経費ならびに租税の量的拡大の事実であり、さらには、財政政策に与えられる国民経済的課題の質的多样化現象である。財政政策をめぐるこのような客観状況のいちじるしい変化の中で、財政政策の本質的な役割とはなにか、それと他の国家諸政策との関連は、いかにあるべきか、といった基本問題を、改めて見直さざるを得なくなっている。

以上の一橋財政学発展史の概観をふまえながら、以下、各時期における担当者の学説内容に立入って、その貢献成果を評価してみよう。

前節に示した一橋財政学發展の時期区分にしたがい、それぞれの時期を担われた諸先生の学説をかえりみるに當って、一つの中心的観点をとることにした。それは、財政が国民經濟に對していかなる役割または機能を期待されているか、を問う観点である。財政の本質をみる観点といつてもよい。このように観点をしぼることは、諸先生の所説を忠実に紹介することを妨げ、歪曲する恐れなしとしないが、それに代る長所として、たんなる学説紹介を避け、一橋財政学發展過程の起伏、認識重点の変化をいっそう明らかにし得るであろう。

かかる長短所をふまえる前記の観点からみて、一橋財政学の基礎固めに功績のあつた内池廉吉教授の立場を明らかにする簡処を、代表著作『財政学概論』（昭和二年、同文館）から抜粋してみよう。

まず内池教授は、前記『財政学概論』の序文において、「本書は普通教育ある人に財政に関する理論の大綱を授くるを目的とするものにして、専ら現代に行はるゝ斯学の通説を解説するに勗むるものなり」と謙虚に著作目的を表現されているが、本書における通説の紹介は簡にして要を得ているのみならず、そこに著者の財政本質観が明快に反映されている。著者によれば、市場原理の上に立つ国民經濟機構の中において財政の果たすべき役割は、基本的に次のごとく限定される。すなわち、「結局健全なる財政は健全なる市場組織を前提とすべきことを信ずるものなり。従て國家が財政機關を運用して現時の經濟組織に無理解なる干渉を試みるが如きは決して國民經濟の終局の利益に適する所以を知らざるなり」⁽¹⁾と著者はいう。

社会主義財政論は別として、現代財政論もまた市場組織を前提とし、その補充組織として公共經濟組織を併存

せしめる。その補完の必要性を論拠づけるのが「市場失敗論」であり、また「公共財の理論」である。この現代理論段階からみれば、市場経済機構の中における公共（国家）経済存在の必要性にかんする内池教授の説明は、かならずしも明快ではない。しかし、それから先の理論展開の出発点を提供している点では、吟味に値するものである。

財政の機能、職分を問うに当り、内池教授はまず国家なる超個人的主体の存在を前提し、その国家がみずからの職分を全うするに必要な財貨労力等を獲得し管理し使消する行為こそ財政に外ならない、換言すれば、「国家の経済的需要を充足する国家の経済行為こそ財政たるなり」という。⁽²⁾

右の内池教授による財政概念理解のためにあらかじめ知っておかねばならないことは、第一に、国家は、個人との関係においていかなる存在であるかということであり、第二は、国家の経済的需要を生起せしめる根源の、国家の職分とはなにか、ということである。

第一の点は、国家意思は個人意思を超越した独立のものか、あるいは、個人意思を基礎におき、それを集合、統一化する過程を経て形成されるものか、ということである。内池教授の国家観は前者であり、「国家が一の人格として有する其の所謂国家意思は国民を超越する絶対独立の意思にして」、「国家の人格は国民個々の人格に対して超越的独立性を有するもの」⁽³⁾であると明快にいう。

国家と個人との関係を切断し、国家を超個人的存在とみ、そして、国家権力を個々の国民に対して絶対不可侵とみることは、国家利益至上主義、その反面の個人利益犠牲主義に導く可能性をもつ。内池教授がかかる国家主義を昭和期の初めに明言していることは、いささか奇異の感がしなくもない。しかし、重要な留保条件として、

国家主権は、「常に国民の健全なる意思に依り指導監督せらるべきもの」⁽⁴⁾なのである。以上いくつかの性格づけを連結して内池教授の真意を推し測るならば、国家利益の至上性、ならびに国家権力超個人性の主張は、個人格を否定する全体主義的国家観を強制することに窮極のねらいがあるのではなく、特殊な、部分的個人利益による国家意思、国家権力の乱用を防ぐための便法であったと解される。

個人と同じく単独の意思をもつ「国家の経済行為（財政）」が、その需要充足を目指す消費経済行為であることも、私経済との共通点であるといわれる。ただ異なるところは、私経済の目的が、私人の生存発達を計るにあるのに対して、財政の目的は、国家の生存発達を計ることにある、ということである。換言すれば、財政は、「共同経済（公経済）」に於ける需要充足を目的とする経済組織にして、其の需要たる固より国民個々のそれ以外に特殊の共通性ある独自の需要たること明瞭⁽⁵⁾たるものである。

国家は共同需要充足を目的とする消費経済を営むということが、強制的手段による貨幣の徴収、すなわち、租税の賦課を正当化する。国家は共同需要の充足を本来的目的とするがゆえに、営利的活動を行ない得ず、租税という強制的貨幣獲得手段に依存せざるを得ない、という論理的必然関係によって結ばれる。しかるに、内池教授の論述の中には、この必然関係を徹底させず、財政の本質をあいまいにするところも散見される。たとえば「国家自ら生産営利を行ふこと理論上敢て国家の本質に背くものに非ず」⁽⁶⁾と断定したり、「強制力の利用は財政経営上必然固有の手段には非ず、必要な経済手段を獲得するが為国家自ら財産企業を経営し得ること理論上何等支障なきところたり」⁽⁷⁾とまでいう。

国家が生産営利的行為を行ない、租税以外の非強制的手段によって貨幣収入を獲得する現実の事例はある。し

かし、それは例外的な事例なのであり、重要なことは、それら生産営利的行為は、国家本来の任務である共同需要充足とは関連のない場合にみとめられている、ということである。例外的に国家は個人的、私的利益にかかわりの深い需要充足を行なうことがあり、その限りにおいて、生産営利的方法で貨幣収入を獲得することがある。しかし、この例外的行為を、国家の本質に照して支障なき行為とみることはできない。内池財政学の本質的特徴を見失わないうにするには、国家による生産営利是認論を無視すべきである。

かくて、内池財政学における財政とは、国家独立の意思によって、共同需要充足のため、強制的収入獲得手段を行使用して営まれる消費行為と規定される。ここで重要なことは、財政現象がたんに貨幣収支を適合させる現象ではなく、貨幣収支を媒介として行なわれる実物的財貨・サービスの獲得ならばに使用現象である、と認識されていることである。一方における財貨・サービスの獲得、他方におけるそれら財貨・サービスの配分使用を結合する原理は、なにか。その両面を合わせて国家の消費経済行為とみるならば、それを合理的に律する原理がなければならぬ。しかるに、内池財政学においては、この国家の消費行為原理となるべきものが、かならずしも明瞭ではない。共同需要の充足という目的は明示されているけれども、いかなる種類の共同需要をどの程度充足するか、そのためにいかなる課税法をどの程度利用するかについて據るべき原理は、明らかでない。その原理たり得るものを強いて求めれば、租税の国民経済上の原則として結論されている次のことである。

「国民経済上に於ける消費経済の理想は国民所得を国家と私人との間に巧に分割する事に依りて、最も有効に国民の個人的並に社会的生存及び発展を遂げしむるに依りて全ふし得べし。」「個人経済より見るときは其の欲望の緊要程度如何に依り、(一)必要的需要、(二)中間的需要、(三)奢侈的需要の三段階を認め得べく、租税政策は奢侈的

需要に充てらるべき所得に重課し、次に中間的需要に充てらるべき所得に軽課し、終りに必要的需要に充てらるべき所得を免税することに依りて消費を合理化する方針を立つべく、更に国家の消費に在りては文化及び産業に關する施設の拡張充実を主となすべく、国力不相応の軍事費を投じ、戦乱を起して巨資を費し、国家を破産に導くが如き厭ふべきの事と謂ふべし。」⁽⁸⁾

右の論述において、内池教授は、課税面での原則に並べて経費配分原則を示しているが、両者を結合して課税と経費の総額（規模）を決定する原則にまで昇華させてはいない。しかしながら、財政を国民経済全体の資源配分の中でとらえ、政府の表面的貨幣収支の奥にある実物資源配分の効率性に内池教授が関心をもっていたことは、財政に対する最近の問題意識を先取りしていた、ということが出来る。

ここでは内池財政学における財政本質論を批判的に紹介するに止めたが、内池教授の経費論、租税論、公債論、予算論にわたる財政学の体系は現在の意義を十分にもち、教授の問題指摘ならびに政策提言内容は、現在のわれわれにとっても味読に値するものである。

- (1) 内池廉吉『財政学概論』(昭和二年、同文館)序文一一二ページ。
- (2) 同書、九ページ。
- (3) 同書、八ページ。
- (4) 同書、九ページ。
- (5) 同書、一二ページ。
- (6) 同書、一六ページ。
- (7) 同書、一〇ページ。

昭和六年、井藤半彌教授著『財政学原理〔財政政策総論〕』の公刊は、第一節で述べたように一橋財政学確立期への移行を象徴的に示すことであつた。

これより先の大正七年、井藤半彌氏は東京高等商業学校専攻部に入学、福田徳三博士の演習に参加、利子理論を中心とする分配論諸学説の研究に従い、大正九年には東京商科大学助手に任ぜられていた。大正十一年九月には海外研究に旅立つ。年譜によれば、「この頃すでに財政学を担当することに内定し、内池廉吉博士の指導を受⁽⁹⁾く」とある。

学 経 済

およそ五年間にわたる海外研究を経て、大正十五年四月から附属商学専門部ならびに学部における「財政学」「財政学史」担当者として想を練る間に熟成しつゝあつた井藤財政学の骨格は、内池財政学を含むそれまでの伝統的財政学体系に比べて、組立て方をいちじるしく異にするものであつた。すなわち、既成財政学の科学的根拠を問い直し、方法論的には全面改造を試みるきわめて斬新的な、挑戦的とも云える財政学体系であつた。

『財政学原理』の初版序文によれば、井藤財政学の全体系は、次のように構想されていた。

- (1) 純粹財政学
 - (a) 政策総論
 - (b) 財政現実論
- (2) 財政社会学
 - (a) 政策論
 - (b) 現実論

右表の(1)純粋財政学は、「財政概念を中枢として之に係はる事象の自己完了的体系を構成せんとするものであり」、(2)財政社会学は、「財政を他の文化諸事象、社会生活の基本関係との相関々係に於て考察せんとするもの」である。いま採り上げようとしている第一著作『財政学原理』は、右の井藤財政学全体系の一部、すなわち、「純粋財政学」の中の「政策総論」として位置づけられる。

とは云え、この『財政学原理』は、井藤財政学の基本原理的部分を形成し、その特徴と斬新さを鮮かに示すものである。その斬新さを知るには、既成財政学の組立て方について井藤教授がどう考えていたか、既成財政学のかかる点に弱点を見出していたか、このことをまず知らねばならない。

しかし、いかに斬新な学問体系も、なんらかの培養土壌なくしては生育し得ない。その培養土壌の質をますます純化させる方向に発展させるか、あるいは、その培養土壌からはみ出して、対立的または異質的なものを創り出していく方向を選ぶか、の相異はある。内池財政学が前者の途を選んだとすれば、井藤財政学は後者の途を開拓していったと云うことができる。

井藤財政学を前述のような意味で初めに培養した当時の主流財政学は、歴史的現実としての国家の貨幣収入獲得方法の叙述に大部分のページ数を割く技術論、制度論と云うべきものであった。かつて官僚のための行政技術体系であった官房学の伝統を色濃く残していた。現実に国家が利用している貨幣獲得方法を羅列的に説明するに止まり、それらの説明を統一し、整序する基本原理がなんら明らかにされていない点に、井藤教授の大きな不満があった。井藤教授の評価によれば、このように方法論が明らかにされることなく現在に至った財政学は、科学的学問として大きな後進性をもっていた。経験的事実を整序する認識視点の確立が、財政学をひとつの科学とし

て統一的知識体系に高めるために、なによりも先に着手されるべきことであつた。その認識視点である財政の基本概念たるものが、「強制獲得経済」であり、井藤財政学は、まさにこの不動鞏固な基本概念の上に構築されていったのである。

この「強制獲得経済」という基本概念に係わる限りにおいて、財政学上の問題となる、というのが、井藤財政学の方法論である。ただし、ここでいう「経済」とは、欲望充足のための手段獲得に関する活動および組織のことをいう。⁽¹⁰⁾このように経済概念を、欲望充足活動そのものよりは、欲望充足手段獲得の意味に解していることは、井藤財政学の内容を規定する重要な要素であり、問題のあるところではあるけれども、ここで取りあえず強調しておくかなければならぬことは、基本概念がまず定立されて初めて財政学的考察を出発させ得るのであり、国家の経済という現実がまずあつて、それから出発するものではない、と理解されていることである。井藤教授の説明を引用すれば、「第一義的に関するは、事実としての強制獲得経済の存在である。只現在社会に於て強制獲得経済の最も濃厚にあらはれるものが国家及び地方団体の生活であるといふに過ぎない。国家の経済であるといふ事実に基づき独自の科学が成立するのではない。逆に国家経済に強制獲得経済といふ独自の要素を認められるが故に国家生活が財政学上問題となるのである。財政とは国家の経済である、といふ立場より出発する学説は此關係を顛倒するものである。」⁽¹¹⁾

「強制獲得経済」なる基本概念が唐突に持ち出され、それにかかわる限りに於て財政学上の問題に取り込まれ、それ以外は排除されるというように、財政学の研究対象を限定する井藤教授の目的は、那邊に存したのであらうか。その目的は、たんなる経験的事実の無原理的な、制度・技術解說的な叙述に止まっていた伝統的財政学

を、人間の認識する知識体系としての科学にまで高めることにあった。歴史的現実には執着する伝統的立場から見れば、まず基本概念が定立され、それによって歴史的現実を裁断し、論理的演繹の結果人為的に構築される井藤財政学の知識体系は、まったく異質的な、理解に困難な財政学説に映った。しかし、そのように井藤財政学の出現に戸惑いながらも、効果的な反論を投げ返すには、既成財政学の方法論的基礎はあまりにも脆弱であった。井藤財政学の方法論的基礎に対する周囲の理解が乏しかったため、孤高的たらざるを得なかったが、井藤財政学の論理的基礎構造はそれほど堅固で、わが国財政学史の上でまさに画期的な地位を占めた、と云うことができる。

しかし、井藤財政学の方法論が公けにされてから後の資本主義発展における財政の国民経済的役割は、ますます多様化し、影響力を増しつつあるという認識が、一般化してきている。かかる現実認識をふまえて、財政の本質についての再反省が必須になってくる。井藤財政学の基本概念がなお無修正で通用し得るものか、どうか、改めて議論されねばならないであろう。しかし、科学的知識体系の構築を志す研究者は、井藤財政学の方法論に現在なお惹かれる。断片的経験事実を統一的知識体系に集約する課題が、井藤財政学から絶えずつきつけられている思いがする。

財政の国民経済的機能の多様化とその重みに関連させ、井藤財政学についてなによりもまず問題とされねばならぬことは、「強制獲得経済」の基本概念をとることによって、国家経費面の分析を原則的に財政学研究対象の外に出してしまっていることである。経済概念を欲望充足行為に解せず、その手段獲得の意味に解したのに合わせて、井藤教授は、国家の強制的な方法による収入の獲得行為が財政学の研究対象となるべきものであり、国家経費はこの強制的収入獲得行為にかかわる限りにおいてのみ、考究されるにすぎない、と明確に財政学の対象を限

定する。すなわち、国家経費の妥当性とか、その内容の効率性とかは、財政学の範囲に入っていない。それらは、井藤教授の政策論体系においては財政政策より高次の国家諸政策論の研究課題である。ただ、国家収入獲得方法を研究する前提として、国家経費の総額や、目的別分類額などの量的側面が考察範囲に採り入れられてくるにすぎない。かくて井藤教授は断言する、「経費の内容の決定迄も財政学に於て取扱はんとするは、斯学を国家諸政策学の総合科学となさんとするに非ざる限り、許すべからざる解釈である。要するに財政学では強制獲得経済概念に係はらしめて対象が決定せらるべきである。従つて中心は国家については依然収入方面にある。」⁽¹²⁾

それまでの既成財政学の多くは事実において国家収入論、とくに租税収入論中心に組み立てられ、経費についての事実説明は序論的に展開される程度であつたから、内容構成において井藤財政学は既成財政学と甚だしく異なるところはなかつたけれども、国家収入論に限定する基礎理論として「強制獲得経済」概念をもっている点において、他に類をみない知識体系であつた。

念のため井藤教授は、経費の内容自体についての分析や批判が学問的に無意味であるといっているのではない。ただ財政学の範囲内に取り込むことが、財政学の対象を不当に拡大することになると主張しているのである。このように経費の内容自体の吟味を放棄することには、批判もある。ドールトン (Hugh Dalton)、ゴールドシャイド (Rudolf Goldscheid)、クチンスキー (Jurgen Kuczynski) などの主張がそれである。それらの主張を紹介した後に井藤教授は、繰返し厳然と次のように云い切る。「経費に関するかゝる内容自体の批判、分析迄も財政学の課題とすることは財政学の基本概念を国家学、政治学一般に拡大する立場を是認するものでなければ認め得ない見解である。之を財政学で取扱ふことは教育其他の便宜論として意義あるのみ」⁽¹³⁾

井藤教授の「強制獲得経済」基本概念を是認する限り、教授の経費排除論をくつがえすことはできない。しかし、国家の経済行為の基本的特徴である強制性は、収入面のみならず、経費面においても決定的要因として作用することを反映させようとするならば、基本概念をあえて「強制獲得経済」に限定せず、「強制経済」に拡大することが許されるであろう。むしろ「強制経済」概念の方が、現代国家の機能をより正しく表現するであろう。かくて経費の内容を吟味することが方法論的にも可能になる。経費の内容吟味と云っても、次に説明する範囲のものである限り、井藤教授の云うように、そのことが国家政策論全般を研究対象に取り込み、混乱を来すとは思わない。

もしも個々の経費要求の基礎にある社会的活動の目的価値について吟味し、それらの優先順位決定にまで財政学の研究範囲を拡大するのならば、たしかに国家政策原理論の領域を侵すことになるであろう。しかし、経費と収入を均衡化させる条件の下で、具体的には多様な目的価値を追求する諸経費と、私的支出減少効果を異なった方法で課す他方の諸収入とを総合的に突合させることによって、経済資源の利用における効率性の最大化を追求する、価値比較構造、ならびに、その手順について研究することは、決して国家政策原理論の領域を侵すことにはならないであろう。その価値比較構造の中でいかなるものを、いかなる順位で選択するかは、たしかに国家政策原理論の提供する選択原理によって決められるべきものである。これに対し、国家による経済選択の構造と手順という形式的枠組みを提供することが当面の課題になっているが、この範囲の研究は、決して選択内容を決定づけてしまうものではなく、したがって、国家政策原理論侵犯の非難は当らない。選択の形式面に止まる研究であっても、選択対象を正しく位置づけることによって選択結果をいっそう効率的にする効果がある。

たとえ形式的枠組みの範囲内ではあれ、かりにも経費の内容について、経費がいかなる社会的効用をもつかについて闡説することは、国家のたんなる貨幣収支額の均衡化のみに関心をもってきた立場からみれば、財政学の範囲を越えると受取られるであろう。しかし、貨幣収支面の均衡化策を考察するのみで、現代の財政課題に対処し得るものかどうか、財政学の対象が改めて問われるべきではなからうか。財政学に期待される研究対象の拡大にともなつて、「財政学」から「財政経済学」の名と実に発展させるべきであらうと思ふ。

井藤財政学の財政本質観は、教授の数ある著書の中でも主著的地位にある昭和十年初版の『租税原則学説の構造と生成』の中においていっそう明快に展開されている。

「租税経済は資本主義内において国家が営む強制獲得経済である。」⁽¹⁴⁾ 前述のように「強制獲得経済」の社会現象は時代のいかんを問わず井藤財政学の対象となるが、租税経済は、資本主義経済という歴史的存在の下における強制獲得経済のひとつの現実形態である。かくて、「租税政策の目的は国家経費の調達、別の語で云えば収入経済の運営である」⁽¹⁵⁾ ということになる。ここで重要なことは、租税政策の目的は、所与の国家経費をまかなうこととにこそあり、それ以外のもの、たとえば、公正とか、他の国家政策目的にあるのではない、ということである。収入調達以外の目的を租税に与えることは、「租税政策が国家生活の一局部的方面を取扱う政策である、という租税政策論本来の課題を忘れて、不知不識の間に国家哲学の領域にまでふみ込む」⁽¹⁶⁾ ことになる。

租税政策の目的は、所与の国家経費をまかなう貨幣収入の獲得にあり、と限定する井藤説は、租税政策を社会政策または所得分配政策の手段たらしめようとする論者からすれば、はなはだ物足りなく感じられるであろう。しかし、租税政策を含む国家諸政策の体系を組み立てるにあたって、井藤教授の潔癖一途な純粋性が支配して

いる。ひとつひとつの政策は固有の目的をもちながら、より低次の目的からより高次の目的に高まる政策体系の中に組込まれているのである。租税政策に、貨幣収入調達目的以外の目的を併せ期待することは、整然とした政策体系に混乱を与えることになる。租税政策によって確保された貨幣収入によって社会政策費または所得分配政策費を支出し、それぞれの政策目的を達成することは、租税政策より上位の政策課題であり、切り離して考えるべきことである。しかるに現実の租税政策立案に当って、所得分配政策目的に反するという理由によって、貨幣収入調達目的の否定されることが、しばしばある。井藤教授の政策体系論からすれば、かかる収入目的の否定は、それぞれの政策が独立の目的をもつことの無知から生じるのである。とは云え、井藤教授が租税政策において、所得分配効果をまったく無視すると解してはならない。教授は、租税原則として最小社会犠牲説を提唱するが、その租税原則を遵守する中で所得分配効果が考慮されるべきなのである。すなわち、所与の租税収入をあげるとき、所得分配の公正を冒すことによる社会犠牲の大なる課税方法は避けねばならない、といったことである。

井藤教授の租税政策を含む政策体系論は、たしかに租税政策目的の誤認による政策混乱を防止するのに役立つ。しかし、教授の明快な目的論の構造についての説明にもかかわらず、租税政策の具体的立案にあたって、所与の国家経費額、すなわち、所与の必要租税額が前提とされている点には、疑問をさしはさまざるを得ない。井藤教授の「強制獲得経済」説からすれば、国家経費の総額とその目的別配分は、国家の価値基準によって先行的に決定され、租税政策は必要租税収入額の調達方法のみを検討する、ということである。論理が一貫しているのであるが、われわれの立場からすれば、課税による社会犠牲の最小化を目指す租税政策と、国家経費の支出による社会便益の最大化を目的とする経費政策の両者は、それぞれ独立に決定されるべきではなく、相互比較され、総合

的、同時に決定されて、国家の収支予算となるべきである。経費政策上の決定が先行して、その後に租税政策上の決定が行なわれるという先後関係は、論理的にも、予算編成の実際上においても、われわれの採り得ざる前提である。井藤教授風にわれわれの中心概念を立てるならば、「強制経済」あるいは「政治的収支均衡」に注目し、その条件内で最大の社会価値余剰を獲得することを、政府予算政策の目的たらしめるべきであると考えられるのである。

学 濟 經

- (9) 井藤半彌博士退官記念論文集『財政学の基本問題』（昭和三十五年、千倉書房）所収の「井藤半彌年譜」二二ページ。
- (10) 井藤半彌『財政学原理』（昭和六年、敵松堂書店）五〇ページ（註）参照。
- (11) 同書、五四ページ。
- (12) 同書、六二ページ。
- (13) 同書、六三―四四ページ。
- (14) 井藤半彌『新版租税原則学説の構造と生成』（昭和四十四年、千倉書房）一四〇ページ。
- (15) 同書、一四五ページ。
- (16) 同書、一七〇ページ。

四

前節の井藤財政学は、その学問体系の基礎の堅さと、その上に展開された政策論体系の整齐さにおいて群を抜き、一橋財政学の華やかな確立を宣言するものであった。その後が続く者が、井藤財政学の影響を強く受けたことは、当然である。ただし、その影響の受け方は、井藤財政学の方法のたんなる祖述ではなく、井藤財政学の価

値を理解した上で、さらに新たな認識視点を財政学的研究に採り入れようとするものであった。井藤財政学が高く聳えているがゆえに、いっそう新たな要素によって克服しようという意欲を強く湧き起した。井藤財政学の直接の後継者であった木村元一教授は、いかなる視点からその新要素を導入したか、教授の著作に據りながら探求してみよう。とくに『財政学——その問題領域の発展』（昭和二十四年、春秋社）、『財政学総論』（昭和二十六年、新紀元社）、『近代財政学総論』（昭和三十三年、春秋社）に依據することになるが、ここでも井藤財政学紹介の時にしぼった論点を踏襲したい。すなわち、(1)財政学的研究の方法と、(2)財政の本質、の二点である。

まず第一の点について木村財政学の特徴を端的に示す言葉を引用したい。

「『財政学の問題領域』といふ未熟な表現を用いたのは、これによって私の意図するところが、単なる財政学史の研究でもなく、さればとて財政そのものの歴史の研究でもなく、両者の交渉の行はれる「場」といったものを考へ、その発展の跡をたづねんとすることに、まがりなりにも現はしたかったからである。」⁽¹⁷⁾

「特定の行為規範や制度が、どのような地盤から発生し、どのような歴史的意義を果しつつ、消滅して行くかを、とらえることも必要であろうと思う。外見上同じような規範や制度でも、それを生み出した歴史的現実、それが作用した経済社会、の如何によって、よほど異なってくるのである。だが個々の史実の迷路に陥ることなく、基本的な経済体制と関係づけて考察する、というのが、本書において著者のとった立場である。」⁽¹⁸⁾

「財政思想・財政制度・財政政策が、どのような社会的・経済的地盤から発生し、どのような歴史的役割をはたしてきたか、またはたしつつかあるかを解明しよう」とつとめた。⁽¹⁹⁾

以上の引用から知られるように、木村教授は、資本主義経済の現実的發展との関連において財政問題をとらえ

ようとしている。外見上は同じ国家経費あるいは租税でも、それらが現実に必要とされた歴史的背景は個々に異なるであろうし、したがって、また、それらの経費なり租税が資本主義社会に与えた諸効果も個別的に異なるであろう。資本主義社会は、封建社会、あるいは、社会主義社会に比較して顕著な本質的特徴をもった社会である。木村教授は、後述するように、資本主義社会の本質的特徴の生成過程に関連させながら財政概念の成立を歴史的に論証するすぐれた業績をあげられたが、ひとたび歴史的存在として登場した財政的諸現象の諸効果を、資本主義社会の歴史的現実の中で評価し、意義づけるといふ研究態度を一貫されている。井藤教授が財政学の全体系を、純粹財政学と財政社会学に大別し、みずからは前者純粹財政学の研究に終始されたが、木村教授の財政学的研究は、まさに井藤教授の構想にありながら着手せずには、方法論的な基礎が必要であり、純粹財政学に対する反省が契機となっている。この点を木村教授の著作の中で確かめてみよう。

まず財政学的認識の成立と、財政経済的現実との関係について、木村教授は次のように云う。「歴史的に生起せる幾多の財政問題が、『財政』問題として意識され、かゝるものとして解決が図られるためには、すでに、財政学的認識視点の成立が前提せられてゐなければならぬ。」「国家生活の無限の多様性のなかから、『財政』問題をとりにしこれをかゝるものとして意識し構成するには、すでに財政学的視点——リッカートに模すれば財政的文化価値——の成立せられてゐることを前提としなければならぬわけである。」⁽²⁰⁾

井藤教授が財政学の基本概念として「強制獲得経済」なる認識視点を掲げたことを思い起しながら読めば、木村教授の右に云うところが容易に了解されよう。しかし、木村教授の財政学的研究の特徴は、むしろこの説明の

直後に続く部分にある。それは、井藤財政学の基本概念「強制獲得経済」の歴史的成立を問題とする部分である。

木村教授は次のように云う、「財政学的認識視点の成立は、それ自体、歴史的諸条件の成熟をまっけて、はじめて可能であるのであって、このことも、われわれ個別科学に志すものにとり、片時も念頭を去らざる厳然たる事実である。」「問題の焦点を、『財政的』意義のいかに成立せるやにおくならば、刻々に動く財政的現実の客観的なる発展こそ認識視点成立の欠くべからざる契機なることが確立せられるのである。」「財政的現実、科学以前に存在する。科学を規定するのは科学以前に存する現実であって、決してその逆ではない。意識を決定するのは存在であって、意識が存在を決定するのではない。」⁽²¹⁾

以上の木村教授みずからの説明によって明らかのように、財政問題理解のために、それらの問題を生起させ、特徴づける歴史的諸条件を重視する。しかし、木村教授が、財政問題のたんなる歴史的な理解に止まろうとしていくのではないことは、次の言葉から明瞭である。「財政学的認識を俟ってはじめて意識せられ構成せられるところの財政的現実、而してまた、財政的現実を俟ってはじめて成立するところの財政学的認識視点、このやうに、相互に他を予想して可能なる二つのもの、これら両者を含めて『財政学的問題領域』と名附けることができなからうか。」「財政学と財政的現実との双方について、両者を不可分の関係において一層立入った考察を加へる必要のあることを思ふ。」⁽²²⁾

木村教授が自らに課した研究作業の成果は、封建制度の解体、実物経済から貨幣経済転換期のカメラリズムの研究、租税国家期（＝資本主義国家期）の、アダム・スミスを初めとする自由主義財政論の研究、さらには、資本主義発展の後進性と社会政策時代の開始によって特徴づけられるドイツ経済の現実と関連させたアドルフ・

ワグナー財政学の研究となつて現われた。これら諸研究の集積が第一著作の『財政学』を構成しているが、そこに見られる思想と現実との融合を目指す研究態度は、その後の著作において租税、経費、公債、予算制度等を論じる際にも一貫している。現実中存在する財政問題を、ただあるがままに制度的に考察するだけでなく、その経済史的、政治史的意義を問い、経済・政治の思想・学説との交渉関係を追求する作業は、容易なことではない。あえてそれに挑戦された木村教授は、井藤教授とは別な方法をとりながらも、財政学を、たんなる制度論、技術論から、社会科学の考察に高めようとする共通の目的に向つていたと云うことができよう。

井藤財政学と木村財政学とを比較対照するに便利な論点の第二は、さきにあげたように、財政の本質観である。井藤財政学のいちじるしい特徴が、財政の本質を、強制的方法による貨幣収入の獲得に求め、その反面において、経費支出面の決定を財政政策の範囲外に出したことにあったが、木村教授の財政観は、しかく簡明ではない。第一の論点について闡説したように、「財政」現象を歴史の進行の中で見ようとするからである。すなわち、貨幣収入の獲得における「強制性」は、私的財産所有権の確立過程と関連づけることによって初めて、その歴史的意義を理解できる。その私的財産所有権の確立過程は、他面において商品の生産・流通の自由競争支配過程であり、生産単位としての企業と、消費単位としての家計との分離が進行する過程である。利潤追求の企業に対して、家計は、貨幣収入の支出によって私的効用の最大化を計るのを行為目的とする。「財政」には、消費家計と共通な性格がある。すなわち私的効用とは異なるが、国家的、公共的効用の最大化を、限られた公共的収入の範囲内で達成しようとする。ここにおいては、経費支出面での合理的決定を無視して「財政」は觀念されず、その特質を認識し得ないことになる。

以上の「強制性」と、「家計性」とならんで木村教授が「財政」概念成立の重要契機として強調されるのは、「貨幣性」である。私有財産制の成立といい、企業と家計の分離といい、それらの資本主義的特徴は、流通促進手段としての貨幣使用の浸透と歴史的に不可分の関係にある。木村教授の名文を引用しよう、「労働力と商品とは、貨幣によって獲得せられるようになるから、使用価値の獲得と消費の間に、貨幣の獲得と支出という過程が、入りこむ。社会的規定性を、捨象してかんがえれば、近代国家の経済も、依然として、物財の獲得と消費を核心としているけれども、物財・労力の獲得と消費が、貨幣によって媒介されるところに、特殊な問題領域としての財政が成立する。」⁽²³⁾

「財政」概念成立の不可欠な契機として、右に述べたごとく木村教授が「強制性」「貨幣性」の他に「家計性」をあげていることからみて、貨幣収入調達面での社会的費用と、貨幣経費支出面での社会的効用を総合判断して、社会的効用の最大余剰を追求することを、「財政」の本質的機能とみなしていることは、明瞭である。すなわち、井藤財政学においては、所与の国家経費額をまかなう貨幣収入の獲得という量的機能のみに限定されていた「財政」は、木村財政学の出発点において、経費支出効用、貨幣収入調達費用の双方を質的に判定する役割まで、みずからに課すことになる。

木村教授の財政本質観における、財政政策の経費決定面への質的参加にかんする主張は、次の論文「花戸博士の『社会価値説』と適正財政規模の問題」⁽²⁴⁾において、いっそう明かに展開されている。限られた引用で木村教授の真意を十分に伝えたいが、結論的に述べている箇所をあげてみよう。曰く、「『国民負担の軽減』とか『租税負担の軽減』ということも政策目標としてしばしば掲げられるのであって、財政政策の以て前提とする国家目的も

ある程度まで財政政策の課題となる。けだしもし然らずとするならば、社会的限界利用の測定はすべて財政政策の課題から外され、社会価値の最大余剰という原理を財政政策として課することができなくなるからである。したがって、適正財政規模の問題について財政政策の立場から発言し得るためには、経費と財源の双方について社会価値の測定に参加することが許されなければならぬ。言う意味は、財政政策の側から公共需要の量と質に修正を要求し得なければならぬということである。⁽²⁰⁾

- (17) 木村元一『財政学——その問題領域の発展』(昭和二十四年、春秋社) 序一ページ。
- (18) 同『財政学総論』(昭和二十六年、新紀元社) 序二ページ。
- (19) 同『近代財政学総論』(昭和三十三年、春秋社) 序一ページ。
- (20) 前掲『財政学』序説四ページ。
- (21) 同書、序説五ページ。
- (22) 同書、序説六—七ページ。
- (23) 前掲『近代財政学総論』第一章四六ページ。
- (24) 花戸龍蔵博士古稀記念論集『財政学の課題』(昭和三十七年、千倉書房) 二九九—三二八ページ。
- (25) 同書、三一八ページ。

五

これまで「財政」の本質、独立科学としての財政学の認識視点に焦点をしばって、一橋財政学の発展を跡づけてきた。この中でとくに内池、井藤、木村諸教授の見解に光を当ててきた。山脈にたとえれば、一橋財政学発展過程の中で巨峰的地位を占めているからである。それら先学のすぐれた諸業績を受け継ぎ、新たなものをそれに

附け加えていかねばならない者として、今後における一橋財政学拡充のねらいを、いかなる方向に向けるべきであらうか。もとより研究者の方向は、かならずしも予め確定されているものではなく、研究に従事しつつある間に修正されたり、あるいは、新たな方向が模索されていく場合もある。その修正、模索の過程が、研究者個々人のもっとも個性的、生産的な研究過程とも云える。それゆえ、個々の研究者の業績なり、方向についての評価は、あまりに早く確定させるべきではなく、研究者自身も、自分の研究方向を硬直的に考える必要はない。

このような弾力的修正条件つきで、今後考えられるべき一橋財政学発展の方向として、次の四つをあげておきたい。あらかじめ略記すれば、次のごとくである。

- (1) 個人選好を社会選好に転化させる政治的公共選択理論の体系化
- (2) 財政の基本的政策機能と、副次的政策機能との関係の明確化
- (3) 自主的の地方財政論の確立
- (4) 財政問題の歴史的理解

若干の補足的説明を加えれば、(1)の政治的公共選択理論の体系化は、個人主義に立脚しながら国家政策の形成を問題とする場合に、不可欠な課題である。すなわち、私的個人の自由意思による経済上の決定に、経済社会活動の根源的推進力としての価値を認めながら、同時に、公共的団体の権力的意思による政治的決定の不可欠性を認めるならば、両者の意思決定が、いかなるメカニズムによって結合され、いかなる意味で相互関連的であるかが、理論的にも明らかにされねばならない。前述の井藤財政学は、いわゆる普遍主義の上に立つということを明言し、社会価値のみを問題とした。個人価値と社会価値との関連、両者の組成関係を理論的に採り上げることが

なかつた。しかし、社会構成因子としての個人に価値の根源を置く個人主義的社会観をとるならば、個人意思を社会意思に統合、転化するメカニズムと過程がなければならぬ。そのメカニズムと過程の理論的研究、さらには歴史的研究が一橋財政学にとって決して未開拓ではないにしても、未完成な領域である。

(2)の課題は、財政学の独自性と関係する。現代財政に期待される役割が、自由資本主義期の「安上りの政府」観に現われているようなたんなる公共的必要の充足という限界を越えて、所得分配の公平化、さらには、経済の安定化機能にまで拡大されてきたことは、すでに常識化している。ここで問題となってくることは、それら多様な機能のために財政的手段を利用することが要請される時、財政的手段を行使するゆえに、それら多様な機能にかかわる研究が、財政学的研究と云えるのかどうか、ということである。政府支出、租税、公債などの財政的手段が、所得分配の効果、経済安定的効果をもち、その政策目的のための効果的手段であることは争い得ないことであるけれども、財政政策の中心目的は、果してそのことの中にあるのだろうか。所得分配ならびに経済安定機能が重要視されるにつれて、財政政策本来の公共的必要の効率的充足という機能が軽視され、財政学的研究の固有領域と関連領域との区別が、漠然化してしまっているのが現状であろう。ここにおいて、財政の諸機能についての再整理、基本機能と副次機能との分離、それに従った諸研究活動の相対的位置づけが必要であろう。このことは、財政学的研究を孤立化させるのではなく、財政学的研究の特徴を明確にすることによって、他の諸研究との補完、相互依存関係をいっそう明瞭にするために必要なことなのである。現時点においては、とくに財政政策の名において、実は景気安定政策を論じ、財政政策の本質を見失っていることが多い。一橋財政学の伝統を背負う以上、それぞれの諸政策の関係位置を明らかに認識しておくべきである。

(3)の自主的、地方財政論の確立という課題において、あえて自主的、地方財政論というのは、わが国におけるこれまでの地方財政研究の多くは、地方財政の自主独立とか、地方自治とかを口にしたが、実際に政策目標として主張するところによれば、解決の責任を中央政府に押しつける非自主的、地方財政論であるからである。政治権力のあとを追って経済的管理中枢も中央に集中しつつある構造の中で、地方財政のみが自主独立を主張しても、空論に帰すかも知れない。中央財政への依存は、歴史的必然であるかも知れない。住民生活のあらゆる面において国民的統一基準を強く望むならば、中央政府と地方政府とは事実上、一体的存在となるであろう。しかし、地域間所得格差や、地域間財政力格差を解消させて、生活の機会均等効果が強化される便益の反面、その費用として失なわれるものもある。ここでの費用—便益分析を基礎においた地方の自主的選択を推進する、地方財政研究があるべきではなからうか。中央政府の非民主的統制欲を攻撃するだけに終りやすい後向きな研究を、いっそう多様なタイプの地方財政をつくり上げる前向きな方向に転化させる課題が、いまのわれわれに残されている。

最後の、(4)財政問題の歴史的理解の必要性は、前述の木村財政学において強調されたところであり、その教訓的実例が提示されていた。現在においても、歴史的理解の必要性は毫も変っていない。財政問題は、まさに歴史的現実の諸関係を凝縮的に反映する研究対象だからである。しかるに、近年の経済学的研究における数理的理解の進歩はいちじるしく、経済学の数学化現象が浸透しつつある。厳格、精密な因果関係の数理的追究が、経済学的研究、さらには、その一変形的財政研究においても、精神的に進められている。ただし、かかる精密な数理的因果関係の追究は、人間行動、社会環境などについて明確、不変な条件設定があつて初めて可能になる。その諸条件が広汎に、厳格に設定されるほど、数理的理解は容易に深化できる利便がある代りに、その歴史的意義は稀

薄化せざるを得ない。分析展開の出発点とした諸条件の非現実性に影響されることが、ますます大きくなっていくからである。純粹理論的厳密さを追求することに研究価値のあることは、疑いないことであるけれども、財政問題を、現実的、歴史的諸条件の中で理解する研究の価値もまた、無視されるべきではない。数理解と歴史的理解とは、相互に検証し合いながら、制約と刺激を与え合いながら進行していくべきものである。一方に偏りすぎない平衡感覚が、今後の一橋財政学発展の中に存在し続けることを期待したい。

学 昭和三十年代以降において一橋財政学の研究陣に加わり、昭和六十年時点で現に担当している者として、筆者の他、経済学部石弘光教授がおり、さらに公共経済学担当者として野口悠紀雄教授が加わり、その上に、新設講義科目「公共サービス論」の適任者として、経済研究所の高山憲之助教授を得た。新鋭の田近栄治助教授も加わり、これらの研究者陣は、前述の四つの課題のいずれかを追究しつつ、あるいは、そこに盛り切れなかった独自の領域で活発な研究活動を現に遂行中であるが、その評価は将来にゆずりたい。現在から将来にかけてなお活発な研究活動が期待されるゆえに、なおさらである。ただ一般的に云えることは、現担当者の研究活動の重心はそれぞれ異なっているにしても、一橋財政学共通の伝統の中から新たなものを発展させていくであろう、ということである。最後に付言すれば、財政学の研究教育成果が、ここ十数年のように活発な時期は、一橋百十年の歴史の中にいまだかつて無かったのではないかと思う。

(一九八一・六・一〇稿、一九八五・一二・一二補筆)